

# 福島県後期高齢者医療広域連合聴聞等手続規則

(平成19年4月1日規則第13号)

## 目次

### 第1章 総則(第1条・第2条)

### 第2章 聴聞

#### 第1節 主宰者等(第3条 第8条)

#### 第2節 聴聞の進行(第9条 第18条)

#### 第3節 聴聞調書等(第19条 第21条)

### 第3章 弁明の機会の付与(第22条 第24条)

### 第4章 雑則(第25条)

## 附則

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 行政庁が、行政手続法(平成5年法律第88号。以下「法」という。)第2条又は福島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例(平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第16号。以下「広域連合条例」という。)第2条に規定する不利益処分をするに当たって行う聴聞又は弁明の機会の付与に関する手続については、法令(条例及び規則を含む。以下同じ。)に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

#### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主宰者 聴聞を主宰する者をいう。
- (2) 当事者 聴聞又は弁明の機会の付与の通知を受けた者(当該通知が到達したものとみなされる者を含む。)をいう。
- (3) 関係人 当事者以外の者であって、不利益処分の根拠になる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められるものをいう。
- (4) 参加人 主宰者から聴聞に関する手続に参加することを求められ、又は許可された関係人をいう。

### 第2章 聴聞

#### 第1節 主宰者等

#### (主宰者)

第3条 行政庁は、聴聞の通知の時までに、福島県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)の職員又は法令に基づき設置される審議会その他の合議制の機関の構成員のうちから、主宰者を指名する。

- 2 行政庁は、主宰者が法第19条第2項各号又は広域連合条例第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は主宰者に事故があるとき若しくは主宰者が欠けたときには、速やかに新たな主宰者を指名しなければならない。

#### (書記)

第4条 聴聞に関する庶務に従事させるため、それぞれの聴聞ごとに書記を置く。

(代理人)

第5条 当事者又は参加人(以下「当事者等」という。)は、聴聞に関して代理人を選任したときは、代理人資格証明書(様式第1号)及び委任状の写し等委任の証拠になる書類を行政庁に提出しなければならない。

2 当事者等は、前項の規定による代理人の資格を失わせたときは、代理人資格喪失届出書(様式第2号)を行政庁に提出しなければならない。

(参加人)

第6条 当該聴聞に参加しようとする関係人は、聴聞の期日の4日前までに参加人許可申請書(様式第3号)を主宰者に提出しなければならない。

2 主宰者は、前項の規定による申請に対して参加の許可をしたときは、速やかにその旨を当該関係人に対して通知するものとする。

3 主宰者は、関係人に対して聴聞に関する手続への参加を求めるときは、聴聞の期日の4日前までに当該関係人に対して依頼するものとする。

(補佐人)

第7条 当事者等は、補佐人に聴聞の期日において意見の陳述その他必要な補佐をさせることができる。

2 当事者等は、補佐人に前項の規定による補佐をさせようとするときは、聴聞の期日の4日前までに補佐人出頭許可申請書(様式第4号)を主宰者に提出しなければならない。

3 主宰者は、前項の規定による申請に対して出頭の許可をしたときは、速やかにその旨を当該当事者等に対して通知するものとする。

4 補佐人の陳述は、当事者等が直ちに取り消さないときは、当該当事者等が自ら陳述したものとみなす。

(参考人)

第8条 主宰者は、当事者等の申出により又は職権で、聴聞に係る事案に関する事項について専門的知識を有する者その他適当と認める者に対して参考人として聴聞の期日に出頭することを求め、意見又は事情を聴くことができる。

2 前項の当事者等の申出は、聴聞の期日の4日前までに参考人出頭申出書(様式第5号)を主宰者に提出して行うものとする。

3 主宰者は、前項の規定による申出について参考人の出頭を求めるかどうかを決定して、その旨を書面により当該当事者等に通知するものとする。

4 主宰者において参考人の出頭を求めるときは、聴聞の期日の4日前までに当該参考人に対して依頼するものとする。

## 第2節 聴聞の進行

(聴聞の通知)

第9条 法第15条第1項又は広域連合条例第15条第1項の規定による聴聞の通知は、聴聞通知書(様式第6号)により聴聞の期日の1週間前までに不利益処分の名あて人となるべき者に到達するように行うものとする。

(聴聞の期日及び場所の変更)

第10条 当事者は、病気その他のやむを得ない理由があるときは、行政庁に対し、聴聞

の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

- 2 行政庁は、前項の規定による申出により又は職権で、聴聞の期日又は場所を変更することができる。
- 3 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日又は場所を変更したときは、速やかに当事者、参加人及び参考人に通知しなければならない。

(聴聞の機会の放棄)

第11条 当事者は、あらかじめ行政庁に書面で届け出ることにより、聴聞の機会を放棄することができる。

(文書等の閲覧手続)

第12条 参加人等(当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人及び当事者をいう。以下この条において同じ。)は、法第18条第1項又は広域連合条例第18条第1項の規定による閲覧をしようとするときは、文書閲覧申請書(様式第7号)を行政庁に提出しなければならない。ただし、聴聞の期日における審理の際においては、口頭で求めることができる。

- 2 行政庁は、前項本文の規定による申請があった場合は、当該閲覧の可否を決定し、閲覧させることと決定したとき(当該申請があった場合において、直ちに閲覧させるときを除く。)又は閲覧させないことと決定したときは、速やかに当該参加人等に通知しなければならない。
- 3 行政庁は、聴聞の期日における審理の際に当該閲覧の申請があった場合において、当該審理中に閲覧させることができないとき(法第18条第1項後段又は広域連合条例第18条第1項後段の規定により拒否したときを除く。)は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該参加人等にその旨を通知しなければならない。この場合において、主宰者は、当該閲覧の日以後の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

(写しの交付)

第13条 行政庁は、法第18条第1項又は第2項及び広域連合条例第18条第1項又は第2項の資料(閲覧を拒否されたものを除く。)について、写しの交付の請求があったときは、当該資料の写しを交付するよう努めなければならない。

- 2 前項の場合において、写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する経費を負担しなければならない。

(聴聞の審理の公開)

第14条 行政庁は、法第20条第6項又は広域連合条例第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理を公開することを相当と認めるときは、速やかにその旨を当事者及び参加人に通知するとともに、当該聴聞の期日及び場所を広域連合の事務所の掲示場に掲示しなければならない。

(続行期日の指定)

第15条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果において、聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

(聴聞の期日における審理での陳述の制限等)

第16条 聴聞の期日における審理での発言は、すべて主宰者の許可がなければすることができない。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が聴聞に係る事案の範囲を超えて発言するときその他聴聞の期日における審理の適正な進行を図るため必要があると認めるときは、発言を制限することができる。

3 主宰者は、聴聞の期日における審理の秩序を乱す者に対し、退場を命じることができる。

( 陳述書の提出方法 )

第 17 条 当事者等又は参考人が聴聞の期日への出頭に代えて陳述書を提出する場合には、提出者の氏名、住所、聴聞の件名及び聴聞に係る事案についての意見を記載した書面によるものとする。

( 提出物目録の提出 )

第 18 条 当事者等又は参考人は、証拠書類等を提出するときは、次に掲げる事項を記載した提出物目録を作成し、主宰者に提出しなければならない。

(1) 聴聞の件名

(2) 提出する年月日

(3) 提出する者の氏名及び住所

(4) 提出する証拠書類等の題名

2 主宰者は、前項の提出物目録の提出を受けた場合は、直ちに記載事項を確認し、その内容に誤りがないときは、その旨を証した書面を証拠書類等を提出した者に交付しなければならない。

### 第 3 節 聴聞調書等

( 聴聞調書 )

第 19 条 法第 24 条第 1 項又は広域連合条例第 24 条第 1 項の調書は、聴聞調書 ( 様式第 8 号 ) によるものとする。

2 聴聞調書には、書面、図面、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して、その一部とすることができる。

( 聴聞報告書 )

第 20 条 法第 24 条第 3 項又は広域連合条例第 24 条第 3 項の報告書は、聴聞報告書 ( 様式第 9 号 ) によるものとする。

( 聴聞調書等の閲覧 )

第 21 条 当事者等は、法第 24 条第 4 項又は広域連合条例第 24 条第 4 項の規定により聴聞調書及び聴聞報告書を閲覧しようとするときは、聴聞の終結前にあっては主宰者に、聴聞の終結後にあっては行政庁に、聴聞調書等閲覧申請書 ( 様式第 10 号 ) を提出しなければならない。

2 主宰者又は行政庁は、当該閲覧を承認した場合は、その場で閲覧させるときを除き、速やかに閲覧の日時及び場所を指定して当該閲覧を求めた当事者等に通知しなければならない。

### 第 3 章 弁明の機会の付与

( 弁明の機会の付与の通知 )

第 22 条 法第 30 条又は広域連合条例第 28 条に規定する弁明の機会を付与するときの通知は、弁明通知書 ( 様式第 11 号 ) によるものとする。

( 弁明書の不提出等の場合における処置 )

第 2 3 条 行政庁は、提出期限までに弁明書が提出されないとき又は行政庁が口頭で弁明をすることを認めた場合においてその日時に当事者が出頭しないときは、改めて弁明の機会の付与をすることを要しない。

( 準用規定 )

第 2 4 条 第 5 条、第 1 1 条及び第 1 8 条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第 5 条第 1 項中「当事者又は参加人 ( 以下「当事者等」という。 ) 」とあるのは「当事者」と、同条第 2 項中「当事者等」とあるのは「当事者」と、第 1 8 条中「当事者等又は参考人」とあるのは「当事者」と、「主宰者」とあるのは「行政庁」と読み替えるものとする。

2 第 1 0 条の規定は、口頭による弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同条第 1 項及び第 2 項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同条第 3 項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、「当事者、参加人及び参考人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。

#### 第 4 章 雑則

( 広域連合長への委任 )

第 2 5 条 この規則に定めるもののほか、聴聞又は弁明の機会の付与に関して必要な事項は、広域連合長が定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

代理人資格証明書

年 月 日

福島県後期高齢者医療広域連合長様

住所

氏名 印

年 月 日 において行われる聴聞  
弁明通知書( 年 月 日付け)に係る弁明の機会の付与 については、次の者を代

理人として選任し、私のために 聴聞 に関する することを  
弁明の機会の付与

委任します。

聴聞 弁明 の件名	
代理人の住所	
代理人の氏名	

備考

- 1 広域連合長に提出する際は、委任状の写しその他委任の証拠となる書類を添付すること。
- 2 不用の文字は消すこと。

代理人資格喪失届出書

年 月 日

福島県後期高齢者医療広域連合長様

住所

氏名 印

年 月 日 において行われる聴聞  
弁明通知書( 年 月 日付け)に係る弁明の機会の付与 については、次の者が代

理人の資格を失ったので届け出ます。

聴聞 弁明 の件名	
代理人の住所	
代理人の氏名	

備考 不用の文字は消すこと。

参加人許可申請書

年 月 日

(主宰者職氏名)様

住 所

氏 名 印

年 月 日 において行われる聴聞に関する手続に参加することを申請します。

聴 聞 の 件 名	
聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの説明	
連 絡 先	電 話



補佐人出頭許可申請書

年 月 日

(主宰者職氏名)様

住 所

氏 名 印

年 月 日 において行われる聴聞に、次の補佐人とともに  
出頭したいので、申請します。

聴聞の件名	
補佐人の 住 所	
補佐人の 氏 名	
当事者又は 参加人との 関 係	
補佐する 事 項	

参 考 人 出 頭 申 出 書

年 月 日

(主宰者職氏名)様

住 所

氏 名 印

年 月 日 において行われる聴聞に、次の者を参考人として聴聞の期日に出頭させたいので申し出ます。

聴聞の件名	
参考人の 住 所	
参考人の 氏 名	
参考人の 論述の要旨	

(表)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">聴 聞 通 知 書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">様</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">福島県後期高齢者医療広域連合長 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="margin: 10px 0;">あなたに対する不利益処分について、聴聞を次のとおり行います。</p>			
聴聞の件名			
予定される不利益処分の内容			
根拠となる法令の条項			
不利益処分の原因となる事実			
聴聞の期日	年 月 日 時 分から		
聴聞の場所			
聴聞に関する 事務を担当する 組織	名 称		
	所在地		
聴聞の主宰者	職名		氏名
聴聞の公開の有無			
<p>注意 あなた又はその代理人が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合は、改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく聴聞を終結することがあります。</p> <p style="text-align: center;">なお、聴聞に際しての留意事項は裏面のとおりです。</p>			

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 不利益処分の名あて人となるべき者にこの様式を交付するときは、様式第1号から第5号まで、及び様式第7号を添付すること。

(裏)

### 聴聞に関する留意事項

- 1 あなたは、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 あなたは聴聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を広域連合長に求めることができますので、希望する場合には、福島県後期高齢者医療広域連合聴聞等手続規則(平成19年福島県後期高齢者医療広域連合規則第13号)様式(以下「様式」という。)第7号の文書閲覧申請書により申請してください。
- 3 あなたが聴聞の期日に出頭しない場合は、あなたに代わって代理人を聴聞の期日に出頭させ意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができますので、それらを希望する場合は、様式第1号の代理人資格証明書と委任状の写し等委任の証拠となる書類を広域連合長に提出してください。
- 4 聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合は、聴聞の期日の4日前までに、様式第4号の補佐人出頭許可申請書により、主宰者に申請してください。
- 5 参考人として聴聞の期日に出頭させたい者がある場合は、様式第5号の参考人出頭申出書を聴聞の期日の4日前までに主宰者に提出してください。
- 6 あなたは、病気その他のやむを得ない理由があれば、広域連合長に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができます。
- 7 あなた又はあなたの代理人が聴聞の期日に出頭する場合は、この通知書を持参してください。

文 書 閲 覧 申 請 書

年 月 日

福島県後期高齢者医療広域連合長様

住 所

氏 名 印

年 月 日 において行われる聴聞に関し、次の資料  
の閲覧を申請します。

聴聞の件名	
閲覧しよう とする資料	

様式第8号(第19条関係)

(表)

聴 聞 調 書	
年 月 日	
主宰者の職氏名	
印	
聴 聞 の 件 名	
聴 聞 の 期 日	
聴 聞 の 場 所	
当事者の住所及び氏名 (代理人・補佐人の住所及び氏名)	
参加人の住所及び氏名 (代理人・補佐人の住所及び氏名)	
参考人の住所及び氏名	
聴聞の期日に出頭しなかった当事者(代理人)の住所及び氏名並びに出頭しなかったことにつき正当な理由があるかどうかに関する意見	
関係 職 員 の 職 氏 名	

(裏)

関係職員の説明の要旨	
当事者・参加人・代理人・補佐人・参考人の論述の要旨	
その他参考となるべき事項	

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 不用の欄は斜線をひくこと。
- 3 参考人には、法令の規定により聴聞の期日に出頭したその他の者を含む。

聴 聞 報 告 書

年 月 日

福島県後期高齢者医療広域連合長様

主宰者の職氏名

印

聴聞通知書( 年 月 日付け)に係る聴聞を終結したので、その結果を報告します。

聴 聞 の 件 名	
聴聞に係る事案に対する当事者及び参加人の主張	
当事者及び参加人の主張に対する意見	
理 由	



聴聞調書等閲覧申請書

年 月 日

様

住 所

氏 名 印

年 月 日 において行われた聴聞に関し、次のとおり  
資料の閲覧を申請します。

聴聞の件名	
閲覧しようとする聴聞調書又は聴聞報告書の別	

( 表 )

弁 明 通 知 書	
年 月 日	
様	
福島県後期高齢者医療広域連合長	
印	
あなたに対する不利益処分について、次のとおり弁明することができます。	
弁 明 の 件 名	
予定される不利益処分 の内容	
根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因とな る事実	
弁 明 書 の 提 出 先	
弁 明 書 の 提 出 期 限	年 月 日 時 分まで
備 考	
弁明に際しての留意事項は、裏面のとおりです。	

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 不利益処分の名あて人となるべき者にこの様式を交付するときは、様式第 1 号及び第 2 号を添付すること。

(裏)

弁明に関する留意事項

- 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。
- 2 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 あなたが弁明しない場合は、あなたに代わって代理人を選任できますので、福島県後期高齢者医療広域連合聴聞等手続規則(平成19年福島県後期高齢者医療広域連合規則第13号)様式第1号の代理人資格証明書と委任状の写し等委任の証拠となる書類を提出してください。
- 4 口頭による弁明を行うことができる場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときは、広域連合長に対し、弁明の期日又は場所の変更を申し出ることができます。